

宮崎県都市計画審議会専門委員会会則

平成 22 年 2 月 17 日
県土整備部都市計画課

(趣旨)

第 1 条 この会則は、宮崎県都市計画審議会条例（昭和 44 年宮崎県条例第 22 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、宮崎県都市計画審議会（以下「審議会」という。）に置かれる専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、審議会の会長が指示する次の各号に掲げる事項について、必要な調査および検討を行うものとする。

- 一 都市計画に関する基本方針の素案の策定に関すること
 - 二 都市計画区域マスタープランの素案の策定に関すること
 - 三 その他、審議会の会長が指示する事項
- 2 委員会は、調査検討した事項について、審議会に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会を組織する委員は、次に掲げる者をもって構成する。
条例第 3 条第 2 項の規定に基づく専門委員

(委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員が互選する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請し意見を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 宮崎県県土整備部都市計画課に事務局を置く。

(補則)

第 7 条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この会則は、平成 22 年 2 月 17 日から施行する。

附則

この会則は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この会則は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

宮崎県都市計画審議会専門委員会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	役職名等	専門分野
嶋本 寛	宮崎大学工学教育研究部准教授	都市計画
相馬 美佐子	環境保全アドバイザー	環境
戸高 雅志	弁護士	法律
外山 直一	宮崎県農業会議 専務理事兼事務局長	農業
中村 裕文	都城工業高等専門学校建築学科准教授	建築
根岸 裕孝	宮崎大学地域資源創成学部副学部長 教授	地域経済
村上 啓介	宮崎大学副学長（国際連携担当）教授	防災